

平成 30 年 7 月豪雨等に伴う 雇用保険基本手当の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給を行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できます。

② 災害救助法指定地域及び激甚災害法の指定地域に隣接する地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

○ 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し又は一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、激甚災害法の指定地域にお住まいの方が自己の都合で退職した場合も、給付制限の短縮（3か月→1か月）により、給付開始時期が早まります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

高知労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
高知労働局職業安定課	〒780-8548 高知市南金田1番39号	088-885-6051
ハローワーク高知	〒781-8560 高知市大津乙2536-6	088-878-5320
ハローワーク香美	〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10 土佐山田町地方合同庁舎1F	0887-53-4171
ハローワーク須崎	〒785-0012 須崎市西糺町4-3	0889-42-2566
ハローワーク四万十	〒787-0012 四万十市右山五月町3-12中村地方合同庁舎	0880-34-1155
ハローワーク安芸	〒784-0001 安芸市矢ノ丸4-4-4	0887-34-2111
ハローワークいの	〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1	088-893-1225

※下記QRコードより、高知労働局HPへアクセスできます。



休業中の方がボランティアをした場合について

【ボランティアに該当する場合】

休業事業所から作業を依頼された場合でも、有償・無償を問わず、次のような「ボランティア」に該当する場合は、失業給付の基本手当が受給できます。

- ①作業依頼を拒否することができること
- ②作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること
- ③有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること

【有償ボランティアの場合】

交通費等の「実費弁償」は「少額の謝礼」に含まれず、支払われたとしても基本手当は減額されません。

「少額の謝礼」が支払われた場合の取扱は次のとおりです。

1 1日1,294円までの場合

1日1,294円までの謝礼であれば、基本手当は全額受給できます。

2 1日1,295円以上の場合

ボランティアの謝礼 - 1,294円・・・A

- ① $A + \text{基本手当日額} \leq \text{賃金日額の} 80\%$
・・・基本手当は全額受給可能
- ② $A + \text{基本手当日額} > \text{賃金日額の} 80\%$
・・・超える額のみだけ基本手当は減額
- ③ $A \geq \text{賃金日額の} 80\%$ ・・・基本手当は受給不可

※ 「賃金日額」と「基本手当日額」は、それぞれ雇用保険受給資格者証（第1面）の14欄と19欄に記載されています。

（ご注意）上記1日当たりの額は平成30年8月現在です。毎年8月に変更される場合がありますので、詳細はハローワークにお問い合わせください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。



平成 30 年 7 月豪雨等による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ ～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含まれます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
 - ① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくても基本手当を受給できます。
 - ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所等が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）※
 - ※ 制度利用に当たっての留意事項
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。（※平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。）

- ※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。
- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・風評被害により、観光客が減少した場合
 - ・事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

本特例は、休業等の初日が平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 1 月 4 日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）【中小企業：2/3 から 4/5 へ】【大企業：1/2 から 2/3 へ】
- ② 支給限度日数を「1 年間で 100 日」から「1 年間で 300 日」に延長（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する
- ⑥ 平成 30 年 7 月豪雨発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

高知労働局管内ハローワーク

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
高知労働局職業安定課	〒780-8548 高知市南金田1番39号	088-885-6051
ハローワーク高知	〒781-8560 高知市大津乙2536-6	088-878-5320
ハローワーク香美	〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10 土佐山田町地方合同庁舎1F	0887-53-4171
ハローワーク須崎	〒785-0012 須崎市西糺町4-3	0889-42-2566
ハローワーク四万十	〒787-0012 四万十市右山五月町3-12中村地方合同庁舎	0880-34-1155
ハローワーク安芸	〒784-0001 安芸市矢ノ丸4-4-4	0887-34-2111
ハローワークいの	〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1	088-893-1225

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
高知労働局職業安定部 職業対策課	〒780-8548 高知市南金田1-39	088-885-6052
ハローワーク高知	〒781-8560 高知市大津乙2536-6	088-878-5328
ハローワーク須崎	〒785-0012 須崎市西糺町4-3	0889-42-2566
ハローワーク四万十	〒787-0012 四万十市右山五月町3-12	0880-34-1155
ハローワーク安芸	〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4	0887-34-2111